

株主名簿の閲覧謄写請求と拒絶事由（1）

——会社法125条3項1号2号の意義と解釈——

中 村 康 江*

目 次

はじめに	
一 概 要	
1. 沿革——会社法制定前の株主名簿閲覧等請求と拒絶事由	
2. 会社法における閲覧等拒絶事由	
二 1号2号拒絶事由に関する決定例	
1. 1号拒絶事由	
(一) フタバ産業事件	
(二) アコーディア・ゴルフ事件	
2. 2号拒絶事由	
(一) 大盛工業事件	
(二) アコーディア・ゴルフ事件	(以上, 本号)
三 1号拒絶事由の意義と解釈	
四 2号拒絶事由の意義と解釈	
おわりに	(以上, 355号の予定)

はじめに

会社法125条1項は、株式会社に株主名簿をその本店（株主名簿管理人がある場合はその営業所）に備え置くことを義務づける。また、その2項において、株主および債権者（以下、特に債権者に言及する場合を除き「株主等」とする。）は、株式会社の営業時間内はいつでも、株主名簿の閲覧または謄写（以下、特に謄写に言及する場合を除き「閲覧等」とする。）

* なかむら・やすえ 立命館大学大学院法務研究科准教授

の請求をなすことができる旨を定める。他方、3項において、株式会社
に、株主等（この項においては「請求者」とされる。）からの請求を拒む
ことができる事由を1号から5号にかけて列挙している（以下、各号を
「○号拒絶事由」、総称する場合には「拒絶事由」または「各拒絶事由」と
する。また、裁判例・決定例を引用する際には、原文に従い、「拒絶」に
代えて「拒否」の語を用いることもある。）¹⁾。1号拒絶事由は、請求者が
その権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときを
指す。2号拒絶事由は、請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、また
は株主共同の利益を害する目的で請求を行ったことを理由としている。3
号拒絶事由は、請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営
み、またはこれに従事することを挙げる。4号拒絶事由は、請求者が株主
名簿の閲覧等によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報するた
めに請求を行ったことをいう。5号拒絶事由とは、請求者が、過去2年以
内において、株主名簿の閲覧等によって知り得た事実を、利益を得て第
三者に通報したことがある場合を指す。

後述するように、会社法が制定される前の平成17年改正前商法には、現
行法のような明文の拒絶事由はなく、会社法の制定により、上記各拒絶事
由が定められた。会社法のもとで、株主名簿の閲覧等が申し立てられ、会
社側がその請求を拒絶した事例の多くは、請求者が3号拒絶事由の定める
「競争」を営むことを理由とするものである²⁾。しかし、3号拒絶事由に

-
- 1) 新株予約権原簿についても同様の拒絶事由（会社法252条3項各号）が定められているが、本稿は株主名簿のみを検討の対象とする。
 - 2) 3号拒絶事由の存否が争点となった決定例には次のものがある（前者が債権者、後者が債務者）。東京地決平成19年6月15日資料版商事法務280号220頁（テオーシー対ダヴィンチ事件）、東京地決平成20年5月15日金判1295号36頁（原弘産対日本ハウズイング事件原決定）、東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁（原弘産対日本ハウズイング事件控訴審決定）、東京地決平成20年7月20日金判1348号14頁（ウィークリーセンター対大盛工業事件）、東京地決平成24年12月21日金判1408号52頁（PGMホールディングス対アコーディア・ゴルフ事件）。なお、東京地判平成22年12月3日判タ1373号231頁は、株主名簿の閲覧を拒絶されたことが不法行為に当たるとして損害賠償を求めた原告の請求に対し、

関しては、会社法改正作業を通じて、その見直しが強く主張されていた³⁾。その結果、平成25年11月29日に衆議院本会議に提出された「会社法の一部を改正する法律案（閣法185回22号）」（以下「会社法改正法案」とする。）により、125条3項3号は削除されることとなった。同法案が可決・成立⁴⁾し、施行されることによって、3号拒絶事由もまた消滅し、株主名簿閲覧等の拒絶事由は4つとなる（これまでの4号拒絶事由が3号拒絶事由へ、5号拒絶事由が4号拒絶事由へと、それぞれ繰り上げられる）。

本稿は、かかる状況において、これからの株主名簿の閲覧等拒絶事由の意義とその解釈のあり方について検討するものである。さらに、本稿は、拒絶事由の中でも、1号拒絶事由および2号拒絶事由を主たる検討の対象としている。その理由については後に詳述するが、この2つが、3号削除後の拒絶事由に関する解釈・適用の中核となることが明らかといえるからである。

以下では、会社法制定前の平成17年改正前商法における株主名簿の閲覧等の拒絶事由について概観し、1号2号拒絶事由を含む、会社法における拒絶事由の制定経緯について述べる（一）。さらに、会社法において会社側が1号2号拒絶事由の存在を主張した事案を紹介する（二）、そして、1号2号拒絶事由の意義について、これらの事例を手掛かりに検討し、その解釈上の枠組みについて私論を述べる（三 四）。

↘ 被告会社側が1～5号拒絶事由の存在を理由としてこれを争った事案である（株主名簿を含む原告の請求した資料の閲覧等を認め、慰謝料請求を一部認容）。

3) 「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明（法務省民事局参事官室、2011年12月）」は、請求者が株式会社との実質的に競争関係にあるというのみで閲覧等請求の拒絶を認める合理的理由はないとの指摘があり、部会でも同様の意見が大勢を占めたことを削除の理由としている（同61頁）。

4) 会社法改正法案は、平成26年4月25日に衆議院本会議において修正されたのち可決され、平成26年6月20日に参議院本会議において可決され、成立した。

一 概 要

1. 沿革——会社法制定前の株主名簿閲覧等請求と拒絶事由

株主および債権者には、会社法の制定以前より、株主名簿の閲覧等請求権が認められていた（平成17年改正前商法263条3項）。この規定は、ロエスエル商法草案273条に由来する。しかし、同草案には、閲覧等の請求権者を株主と債権者に限る定めは存在していなかった。また、会社が閲覧等請求を拒絶できる事由についても規定はなく、その請求をなし得る期間を営業時間内に限定する旨と、閲覧等には手数料の支払いを要する旨のみが定められている。これに対し、明治32年商法171条2項は、閲覧請求権者を株主および債権者に限ること、営業時間内のみ請求をなし得ることを定めている⁵⁾。この規定は平成17年改正前商法まで大きな変更なく引き継がれている（なお、平成11年改正商法によって、裁判所の許可を得ることを条件として親会社株主にも閲覧等請求権が認められるようになった（平成17年改正前商法263条7項））。また、正当の事由なく株主名簿の閲覧等を拒絶した取締役等は100万円以下の過料の制裁を受ける旨も定められていた（同498条3号）。

確かに、平成17年改正前商法までの規定には、会社法125条3項各号のような、会社による拒絶事由に関する明文の定めはなかった。しかし、閲覧請求は無制限に認められると考えられていたわけではない。たとえば、閲覧請求を拒絶したため過料に処されたことを不服として争われた事案（大阪控決大正7年8月14日法律新聞1481号24頁）において、裁判所は、「株主ノ株主名簿閲覧権ハ一面ニハ其株主一個ノ利益ヲ保護シ他面ニハ会社ノ利益ヲ保護スルカ為メ法律ニ於テ株主ニ付与シタル権利ナルカ故ニ株

5) なお、商法修正案理由書においても、請求権者が株主と債権者に限定された理由は明らかにされていない（久留島隆「株主名簿の閲覧・謄写請求権の要件と制限」代履行レポート76号11-12頁（1987年））。

主名簿ノ閲覧権ノ行使ハ其範圍ニ屬スル事ヲ要スルモノニシテ自己ノ株主トシテノ利益又ハ会社ノ利益ニ何等關係ナキ事項ニ付テハ之カ行使ヲ為スヲ得サル」として、その行使を株主等請求者の利益または会社の利益に関連する範囲に制限するべきと述べている。また、大判昭和8年5月18日法学2巻1490頁は「法律カ株主ニ斯カル閲覧権ヲ認メタルハ株主個人ノ利益ヲ保護スルト同時ニ間接ニ会社ノ機関ヲ監視シ因テ会社ノ利益ヲ保護セントスルニ在ルヲ以テ株主カ右ノ権利ヲ行使スルニハ閲覧ノ請求カ叙上ノ正当ナル目的ニ出ツルコトヲ要シ且其ノ閲覧ヲ為スニ際シテハ可成会社ノ営業ニ支障ヲ生セサルコトニ注意スルヲ要スルモノニシテ即チ信義誠実ノ原則ニ依リ其ノ権利ヲ行使セサルヘカラサルモノト謂フヘク斯カル場合ニ於テハ会社ハ閲覧ノ請求ニ応スルノ義務アルモノトス」と述べている。前掲大阪控決と同じく、株主名簿閲覧等請求権の趣旨は、株主の利益と会社の利益の保護（さらに株主による会社機関の監視）にあると述べた上で、株主の閲覧請求権等の行使はこの「正当な目的」の範囲内でなされるべきこと、また、会社の営業に配慮し、信義誠実の原則に則って行使されねばならないことを判示している。

しかし、大判昭和10年5月31日法学5巻111頁（上記大判昭和8年の再上告審）は、これらの裁判例・決定例が肯定する「株主または会社の利益」や「正当な目的」という一定の制約の存在に異論を述べた。本判決は、その原判決が、閲覧等請求権の行使に「株主及會社ノ利益保護」という抽象的制限を加えたことを批判する。そして、法が株主および債権者（時として会社とその利益が相反することも指摘されている）に等しく株主名簿の閲覧等請求をなしうることを認めた趣旨は「會社ニトリテ其ノ機密ニ屬セス寧ロ公表スルモ強チ支障ナキ程度ノ書類ノ閲覧ハ其ノ營業上職務上ノ支障ヲ除リ範圍ニ於テハ自由ニ閲覧セシムル目的ノ爲メニ單ニ『營業時間内』テフ制限ヲ加フルノミニシテ他ニ何等ノ制限ヲ加ヘサリシ」ものと述べる。

本判決は、同時に、「法律ニヨリ賦與セラレタル如何ナル種類ノ權利ト

雖モ其ノ行使ハ常ニ正當ナル行使ナラサルヘカラサルハ當然」とも述べており、正当な目的以外の行使が制約されることについては含みを持たせている。しかし、「書類閲覧カ不純ノ動機ニ出ツルコトハ實際上決シテ絶無ト云フ可カラサルモ偶々コレ有ルノ故ヲ以テ誠實ナル目的ニ出ツル閲覧マテモ一網打盡のニ拒否セラルヘキ道理無キハ多言ヲ俟タス」として、その制限について一定の慎重な立場をとることもまた明らかにしている。

その後しばらく、公判裁判例はあまり見られなくなっていたが、昭和50年代半ば以降、閲覧等請求権の拒絶をめぐる裁判例が再び現れるようになってきた⁶⁾。最判平成2年4月17日判時1380号136頁（愛知銀行事件上告審判決）は、会社が総会屋による閲覧等請求を拒絶した事案に関して、株主による閲覧等請求が「不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができる」と判示した。

学説の多くも、判例と同様に、株主等は請求に際して、自ら正当な理由を証明する必要はなく、会社の側から、株主の請求が不当な目的にあること、または正当な目的が全く認められないことを立証しなければならない

6) 東京地判昭和55年9月30日判時992号103頁（会社による不当目的の立証が不十分であるとして株主の請求認容）、東京地判昭和57年1月26日判時1042号137頁（亡株主の遺言執行者による閲覧等請求を却下）、山形地決昭和58年10月13日資料版商事法務43号18頁・山形地判昭和62年2月3日判時1233号141頁（山形交通事件・代表取締役と対立する株主が、株主総会における発言の強化のために株式を買い受け、株主全員に自己の主張を知らせるために行った閲覧等請求が「不当な目的」に基づくものではないとして会社の抗弁を排斥）、東京地判昭和62年7月14日判時1242号118頁・東京高判昭和62年11月30日高民集40巻3号210頁（古河電工事件・名簿業者への販売目的での閲覧請求として「不当な目的」を認める）、名古屋地判昭和63年昭和63年2月25日判時1279号149頁・名古屋高判昭和63年10月27日資料版商事法務57巻80頁（中央相互銀行事件・総会屋による報復目的の請求であるとして「不当な目的」による会社の拒絶を是認）、長崎地判昭和63年6月28日判時1298号145頁（長崎相互銀行事件・取締役への中傷を目的とする行き過ぎた言論活動による請求を「不当な目的」と認める）、東京地決昭和63年10月19日判時1321号157頁、東京高決平成元年7月19日判時1321号156頁（リクルートコスモス社事件・社会党代議士による政治スキャンダル追及目的での請求を「不当な目的」にあたるものとする）。

と解している⁷⁾。

以上のように、会社法の制定前の段階では、株主等による閲覧等請求は原則として、会社の営業時間内に請求をなす限りで当然に認められる権利であり、現行会社法のように類型化された「拒絶事由」は存在していなかった。しかし、前掲昭和10年判決が述べるように、あらゆる権利が内包する限界としての「不当の目的」に基づく請求については、会社がこれを拒むことができることは示唆されていた。その後、判例等の積み重ねにより、株主等による当該請求が「不当な目的」によってなされたか、あるいは請求に「正当な目的」が存しない場合に会社の拒絶が認められることが明らかとなった。また、これらの事由の存在は、請求を拒もうとする会社の側で主張・立証する必要があることも認められている。

要するに、会社法制定前においては、明文による拒絶事由は存しなかったにもかかわらず、会社が株主名簿の閲覧等請求を拒むことができる場合があることは、解釈によって認められていたといえる。しかしながら、株主名簿の閲覧等に何らかの制約を設けるべきという提言は、会社法制定前にもなされている。昭和61年（1986年）に公表された「商法・有限会社法改正試案」は、株主権の行使または債権者の権利行使以外の目的による株主名簿の閲覧等を制限する規定を設けるかどうかにつき、会社規模に配慮した上で、株主数によって規制に差異を設けることの意義や、大株主に関する開示事項の充実などとの関連を含めて、なお検討する旨を記している（試案三一11）。株主数によって取り扱いに差異を設ける必要性は、大規模公開会社については、名簿業者等が行う個人情報収集目的の閲覧等請求から株主のプライバシーを守る必要性が高いが、小規模会社においては株主間の結合関係からむしろお互いに交流を図る必要性があることに配慮した

7) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫（編）『新版注釈会社法（6）』201-202頁（有斐閣，1987年）〔山口幸五郎〕、大隅健一郎＝今井宏『会社法論（上）〔第三版〕』404頁・405頁注（1）（有斐閣，1991年）。

ものである⁸⁾。この試案は平成 2 年 (1990年) 商法改正のために作成されたものであるが、規制の立法化は見送られている⁹⁾。

2. 会社法における閲覧等拒絶事由

平成15年 (2003年) に公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案」は、株主名簿の閲覧等請求権について、次の 3 つの拒絶事由を定める旨を記している (第 4 部 第 3, 10(5))。「① 株主の権利の確保又は行使のための請求ではないとき。② 株主が書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報するために請求をしたとき。③ 請求の日の前 2 年以内においてその会社又は他の会社の書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報した者が請求をしたとき。」なお、試案は、社債原簿、新株予約権原簿についても同様の措置を講ずるものとしている。

要綱試案の補足説明は、拒絶事由を定める理由として、先の「商法・有限会社法改正試案」の解説と同様に、名簿業者による利用という弊害の存在や、株主のプライバシー保護を挙げる¹⁰⁾。そして、①については、株主名簿の閲覧等請求の趣旨を株主の権利の確保または行使のためのものと捉え、他の目的による請求を認めないという意図で定めたものと説明する。②は、利益を得るための不当な意図に基づく閲覧を認めないためのものといわれている。③は、②について、請求時点において会社からその目的を知ることが困難であることにかんがみて、過去に濫用的な請求をした者についてはこれを認めないとしたものと説明される。平成17年 (2005年) に公表された「会社法制の現代化に関する要綱」において株主名簿、社債原簿および新株予約権原簿の閲覧等拒絶事由として定められるとされ

8) 稲葉威雄=大谷禎男(編)『商法・有限会社法改正試案の解説』66頁 (商事法務研究会, 1987年), 大谷禎男「会社法改正作業の最近の動向について〔2・完〕」商事1194号 9頁 (1989年)。

9) 龍田節「平成二年改正商法の検討」商事1222号10頁 (1990年)。

10) 「会社法制の現代化に関する要綱試案 補足説明」33頁 (2003年)。

た abc の各事由は、「要綱試案」における①②③と同じものである。しかし、前掲した現行会社法上の拒絶事由は、これらの事由と異なっている。①は1号拒絶事由と、②は4号拒絶事由と、③は5号拒絶事由とほぼ同じだが、現在の2号拒絶事由と3号拒絶事由に相当するものは存しない。これらの規定は、国会に提出された会社法案の中に初めてあらわれたものである。その結果、会社法125条3項1-5号の各拒絶事由は、会計帳簿の閲覧謄写請求に対する拒絶事由（433条2項1-5号）と全く同一の規定になっている。

立案担当者の一人は、株主名簿に関する3号拒絶事由が加えられた理由についてのみ、政府部内における法制的な検討の過程において、会計帳簿と同じく、株主名簿からも当該株式会社の資本政策等にかかる情報が把握されうることから、会計帳簿閲覧請求権の拒絶事由と平仄が考慮されたからと説明している¹¹⁾。しかし、2号拒絶事由が導入されたことや、その結果、全体として会計帳簿閲覧請求の拒絶事由と同一の定めが置かれた理由については説明がなされていない¹²⁾。また、新株予約権原簿に関しては、株主名簿と同様の拒絶事由が定められた（252条3項1-5号）が、社債原簿の閲覧等拒絶事由は、上記①②③をそのまま立法化したものとなっており、規定内容が異なっている（684条3項1-3号）。

このような形で株主名簿の閲覧等請求に対する拒絶事由が定められたことについては、会計帳簿の閲覧等拒絶事由と同じ規律に置くことの妥当性に関する疑い¹³⁾のみならず、会計帳簿に関する拒絶事由を十分に検討することなくコピー・アンド・ペーストした結果ではないかとの疑義¹⁴⁾や、

11) 相澤哲『一問一答 新・会社法〔改訂版〕』64頁（商事法務，2009年）。

12) 1-5号拒絶事由について同一文言を用いる会計帳簿閲覧請求権の拒絶事由は、平成17年改正前商法293条ノ7の実質をほぼ維持した規制がなされたものと説明されている（相澤哲＝岩崎友彦「株式会社の計算等」相澤哲（編著）『立案担当者による新・会社法の解説（別冊商事法務295号）』123頁（2006年））。

13) 酒巻俊雄＝龍田節（編集代表）『逐条解説会社法』206頁〔志谷匡史〕（中央経済社，2008年）。

14) 稲葉威雄『会社法の解明』328頁（中央経済社，2010年）。

さらには立法上のミスであるとの指摘¹⁵⁾もなされている。とりわけ、3号拒絶事由については、この存在を理由として、同業者である株主が委任状勧誘目的で株主名簿の閲覧等を請求したが、3号の存在を理由としてこれを拒絶した会社の判断を是認した決定（東京地決平成19年6月15日資料版商事法務280号220頁（テーオーシー対ダヴィンチ事件）、東京地決平成20年5月15日金判1295号36頁（原弘産対日本ハウズイング事件地裁決定））が出されたことを受けて、学界から強い批判が寄せられていた¹⁶⁾。

先述の通り、会社法125条1項3号は立法により削除されることとなったが、「会社法制の見直しに関する要綱試案」第三部第二(注)においては、同1号2号の見直しも検討課題とされていた¹⁷⁾。これは、1号2号の解釈が同一文言を採用した会計帳簿閲覧請求権の拒絶事由にかかる解釈に引きずられ、拒絶事由を広く解釈する傾向があることから、単に3号拒絶事由を削除しただけでは問題の解決はなしえないとの批判があったためである¹⁸⁾。しかし、現在の1号2号に代わる適切な文言を見いだすことが困

15) 《パネルディスカッション》「株主総会をめぐる新しい諸問題」〔江頭発言〕江頭憲治郎＝久保利英明＝野宮拓＝西本強『株主に勝つ・株主が勝つ』39頁（商事法務、2008年）。

16) 鳥山恭一「判批」法セ641号121頁（2008年）、正井章彦「判批」金判1294号6頁（2008年）。原弘産対日本ハウズイング事件の地裁決定への反対を示すものとして、新谷勝「判批」金判1297号8頁（2008年）、伊藤吉洋「判研」法学73巻1号183頁（2009年）、清水円香「判批」リマ2009年〈下〉89頁（2009年）、吉川信将「判研」法研82巻4号166-167頁（2009年）、奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代（編）『新・基本法コメンタール会社法（2）』544頁〔浜田道代〕（日本評論社、2010年）、島田志帆「競争者に対する株主名簿の閲覧制限」立命332号167頁（2010年）がある。なお、同事件の抗告審決定（東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁）は、125条3項3号の意義について、請求者と会社とが競争関係にある事業を営む場合において、請求者が自己の権利の確保または行使に関する調査以外の目的で閲覧等請求権を行使したことを会社側が立証しない限り、その請求を拒むことができないという証明責任の転換を定めた規定であると述べている。

17) 岩原紳作『『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔VI・完〕』商事1980号8-9頁（2012年）、参照。

18) 法制審議会会社法部会第13回議事録（藤田友敬幹事長、前田雅弘委員発言）、同第20回会議事録17頁（荒谷裕子委員、藤田友敬幹事長発言）。

難であるとの理由により、今般の改正は見送られている¹⁹⁾。

二 1号2号拒絶事由に関する決定例

会社法制定後に、株主名簿の閲覧等に係る株主の請求が1号2号拒絶事由に該当するか否かについて裁判所の判断が示された事例²⁰⁾としては、次のものがある。1号拒絶事由に関する判断を示したものとして、フタバ産業事件（①名古屋地裁岡崎支決平成22年3月29日資料版商事法務316号209頁、②名古屋高決平成22年6月17日資料版商事法務316号198頁（①の抗告審）、③最決平成22年9月14日資料版商事法務321号58頁は（②の特別抗告・許可抗告審）、④PGMホールディングス対アコーディア・ゴルフ事件（東京地決平成24年12月21日金判1408号52頁。以下「アコーディア・ゴルフ事件」とする。）がある。また、2号拒絶事由に関する判断を示したものとして、⑤ウィークリーセンター対大盛工業事件（東京地決平成22年7月20日金判1348号14頁。以下「大盛工業事件」とする。）と、④のアコーディア・ゴルフ事件がある。

1. 1号拒絶事由

（一）フタバ産業事件

〔事実の概要〕

X（債権者・原告人）は、平成20年7月28日にY（発行済株式総数7004万9627株）（債務者・相手方）の株式200株を東京証券取引所で購入し、株主となった。Yは、平成21年7月28日に有価証券報告書等の

19) 法制審議会会社法部会第20回会議事録16-18頁（宮崎関係官、荒谷裕子委員、藤田友敬幹事長、坂本三郎幹事発言）。

20) 前掲したテーオーシー対ダヴィンチ事件（東京地決平成19年6月15日資料版商事法務280号220頁）においては、請求者たる株主から1号拒絶事由に該当しない旨の疎明があったものの、裁判所は3号拒絶事由該当性についてのみ明示的に判断し、申立てを却下した。

虚偽記載を理由として、金融庁から1816万9998円の課徴金の納付を命じられた。Xは、次の理由を主張してYに株主名簿等の閲覧等を求める本件申立てを提起した。(ア) 現在の取締役の再任拒否に賛同する株主を募る目的、(イ) 金融商品取引法（以下「金商法」とする。）上の損害賠償義務をYの取締役が自主的に履行しない点につき、取締役を問責する決議に賛同する株主を募る目的、(ウ) 金商法上の損害賠償請求訴訟の原告を募る目的（以下「集団訴訟の原告募集目的」という。）、(エ) 会計帳簿閲覧謄写請求権の行使に賛同する株主を募る目的、(オ) Xの選ぶ者をYの取締役に選任することに賛同する株主を募る目的。

なお、Xが本件申立て以前に、Yに対して株主名簿の閲覧等を求めたところ、Yは、Xが上記(オ)の目的に限定して利用し、第三者に開示・漏洩しない旨の誓約書を提出することを条件に閲覧等に応じる旨の回答をしていたが、Xは誓約書を提出しなかった。また、Yは、本件保全申立て後も、Xが上記(ア)(オ)の目的、または会社法125条3項1号にいう株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的（(ウ)を含むがこれに限らない）に限定して利用し、第三者に開示・漏洩しない旨の誓約書の提出を条件として閲覧等に応じる旨の和解案を提示したが、Xはこれに応じなかった。

① 原決定（名古屋地裁岡崎支決平成22年3月29資料版商事法務316号209頁）

〔要旨〕 申立て却下

裁判所は、(ア)(イ)(エ)および(オ)については、株主の権利の行使の確保又は行使に関する調査であることが明らかであり、拒絶事由（引用文中では「拒否事由」とされる。）には該当しないと判断したものの、(ウ)について、次のように述べた。

(1) 金商法上の「損害賠償請求権自体についてみれば、会社法125条3項1号の『株主の権利』が一般的に想定する株主の共益権の権利で

はないものの、株式という有価証券の購入者という立場と、株式保有を通じて会社に対して権利を有する株主という立場は、少なくとも現在も株式を所有している株主にとっては、密接に関連しているということができ、それ自体、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的と認める余地がないとはいえない。しかし、同損害賠償請求権はX個人の権利であり単独で行使することが可能であり、原告を募って集団訴訟とすることは必要とされておらず、この点で、賛同者を募ることが権利実現のために不可欠な場合とは決定的に異なる。そうであるとすれば、集団訴訟の原告を募集する目的で株主名簿を謄写することは、会社法125条3項1号のいう株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的に当たると解すべきである。したがって、Xの主張する集団訴訟の原告募集目的は同条項の拒否事由に当たる。」

(2) 「謄写目的が複数存在し、その一つが謄写を拒否できる場合に当たると場合には、併存する正当な目的とそうでない目的のいずれが主たる目的であるかにより決するのが相当である。本件についてこれを見ると、Xの有する各目的は、いずれもYの有価証券報告書虚偽記載に端を発してYないしY経営陣の責任追及を志向するものである。そのような状況では、Xが、共益権、自益権の両側面から経営陣の責任追及をしようとするのも十分考えられることである。また、Xが損害賠償請求訴訟のみを志向していると認めるに足りる本件固有の事情の疎明があるとはいえない。そうであるとすれば、Xが、もっぱら集団訴訟の原告募集のみを目的として謄写を請求しているとまで認めるに足りる疎明はないといえる。」

以上より、正当な謄写目的である(ア)(イ)(エ)および(オ)は、それぞれXが謄写を求める主たる目的の一つであると認められるので、Yには、Xの請求に応じて株主名簿を謄写させる義務が認められるとして、被保全権利については、一応の疎明があると述べた。しかし、(ウ)を理由とした請求については、緊急性を欠くため保全の必要性はなく、また、

Y側が(ウ)以外の目的について謄写に応じる姿勢を見せていることから、総合的に勘案した上で、仮処分によって緊急に謄写を認める必要はないとした。

② 抗告審決定（名古屋高決平成22年6月17日資料版商事法務316号198頁）

〔要旨〕 申立て却下

抗告審は原決定要旨(1)の部分を次のように付加訂正した。

(1) 「金商法で認められている損害賠償請求権は、虚偽記載のある有価証券報告書等重要書類の記載を信じて有価証券を取得した投資家を保護するため、それが虚偽であることによって被った損害を賠償するために認められた権利であって、当該権利を行使するためには現に株主である必要はないのに対し、株主の株主名簿閲覧等請求権は、株主を保護するために、株主として有する権利を適切に行使するために認められたものであり、権利の行使には株主であることが当然の前提となるものであって、金商法上の損害賠償請求とはその制度趣旨を異にするものである。したがって、金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査は、会社法125条3項1号の『株主の権利の確保又は行使に関する調査』には該当しないというべきである。

ところで、Xは、仮に、金商法上の損害賠償請求権行使のための調査をすることが、会社法125条3項1号所定の『権利の確保又は行使に関する調査』に該当しないとしても、それが権利の濫用に該当しない場合には、YはXの請求を拒否することができない旨主張する。

しかしながら、株主名簿には株主のプライバシーに関する記載がなされているものであって、会社の取締役は、株主の個人情報に法令の範囲を超えて外部に漏らさないようすべき善管注意義務を負っているものと解される。そして、会社法125条3項1号の規定は、請求者である株主の権利の保護と、その他の株主のプライバシーの保護との

調和をその目的によって図ったものであり、同号に該当する場合には、それのみでYは株主名簿の閲覧等を拒否し得るものと解するのが相当である。したがって、Xの主張する金商法上の損害賠償請求を集団訴訟によって実現するために原告を募集する目的は、同号に規定する『株主又は債権者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的』に該当し、Yは、株主名簿の閲覧等を拒否することができることになるものというべきである。』

また、上記(ア)(イ)(エ)および(オ)の目的については、本年度の総会前に閲覧等が認められなければその達成が困難となるのに対し、(ウ)の目的による閲覧等を認めることは「会社法125条3項1号の規定の趣旨に反することになる」と述べた。そして、そのような状況において、YがXに対して、Xおよびその代理人が、閲覧等によって得られた情報を「株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的」に限定して利用し、それ以外の目的には利用しないという誓約に応じるならば閲覧等に応じる旨の和解案を提示したこと、さらに、Yが「本誓約は、Xが、別途、金融商品取引法上の請求を行う者を勧誘することを目的として、Yに対して、株主名簿の謄写請求を行い、これが認められた場合にまで、かかる目的での謄写情報の利用を制限するものではない。」との条項を追加する用意がある旨の提案をしていることを含め、Yの提案を「相当なもの」と評価している。そして、本案訴訟の結果を待たずに仮処分により株主名簿の謄写を認めるべき緊急の必要性は認められないとして、Xの申立てを却下した。

③ 許可抗告・特別抗告審決定（最決平成22年9月14日資料版商事法務321号58頁）

〔要旨〕 抗告棄却

「所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。」

(二) アコーディア・ゴルフ事件

④ 東京地決平成24年12月21日金判1408号52頁

〔事実の概要〕

X（債権者）およびY（債務者）は、自らまたはその子会社を通じてゴルフ場の運営を行うことを主たる事業とする株式会社である。Xは、Y（発行済み株式総数105万3587株）の株式を1株、Xの兄弟会社Aは1万9893株保有している。

平成24年1月、Xの代表取締役BはYに経営統合を提案し、話し合いを行ってきたが、同年3月に交渉の凍結を申し入れた。同年4月26日、Aは、他のY株主7名と「Y株主委員会」（以下「株主委員会」とする。）を組織し、同日、Yに対し、同年6月開催の定時株主総会における取締役8名、監査役3名の選任議案（以下「株主提案議案」という。）を提出した。また、株主委員会は、独自に株主向けの説明会を開催したり、Yの株主名簿記載情報（Aが同年4月20日付で行った閲覧等請求によって入手したもの）に基づいて、Y株主に対して委任状勧誘を行った。Yも自社株主向けに説明会を開催し、株主委員会の提案に賛同しないように呼びかけた。同年6月28日に開催された株主総会では、Yの提案が可決され、株主提案議案は否決された。

同年11月16日、Xは、Yの普通株式について、買付予定数およびその上限を52万4105株、買付予定数の下限を20万9224株、買付期間を平成25年1月17日までとする公開買付けを開始した。

平成24年12月3日、YはXの公開買付けに対する反対意見を表明した。Xは、同月5日、Yに対し、同月7日を期限として株主名簿の閲覧謄写を求めたが、Yは回答しなかった。Xは、①Yの株主に対し公開買付けの応募を勧誘するため（以下「公開買付勧誘目的」）に、また②Yが臨時株主総会を開催した場合にYの株主に対し議決権の代理行使を勧誘するため（以下「委任状勧誘目的」）に、Yの株主名簿に記載されている株主の氏名、住所等を把握することを目的として、会

社法125条2項に基づき、Y社の株主名簿（以下「本件株主名簿」）の閲覧謄写の仮処分を申し立てた。Yは、Xの請求が会社法125条3項1～3号に該当するとして、その請求を拒んだ。

〔決定要旨〕申立て認容（確定）

以下では、1号拒絶事由に関連する部分のみ引用する。

(1) 1号拒絶事由該当性について

〔ア 公開買付勧誘目的について

株式会社の最高意思決定機関である株主総会において議決権を行使することにより、会社の運営・管理上の意思決定に参加し、あるいはその経営に影響力を行使することは、株主の有する権利の本質的要素であるところ、株主総会における多数決原理が妥当する株式会社においては、自己が保有する株式数を増加させ、株主総会における発言権を強化することは、上記のような株主の権利の確保又は行使の実効性を高めるための最も有力な方法といえる。かかる観点からすると、株主が他の株主から株式を譲り受けることは、株主の権利の確保又は行使と密接な関連を有するものといえ、このような株式譲受けの目的で現在の株主が誰であるかを確認することは『株主の権利の確保又は行使に関する調査』に該当する。そして、この理は、本件のように上場会社を対象会社とする公開買付けの場合も異ならないというべきである。』

〔イ 委任状勧誘目的について

株主が株主総会において議案を提出したり、議決権を行使することは株主権の行使にほかならないところ、議決権の代理行使を勧誘するなど、自己に賛同する同志を募る目的で株主名簿の閲覧謄写の請求をすることは、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的で行うものと評価すべきである。』

裁判所は、Xの請求が、後述する2号拒絶事由のみならず、3号拒絶事由にも該当しないため、Xには一応、閲覧等請求権が認められる

と判断した。その上で、保全の必要性について次のように述べている。① Yが株主に文書を送付したり、説明会を開催するなどして、Xの公開買付けに応じないように働きかけていること、② Yの株主は5万人を超え、最大株主でも6.2%の株式を有しているにすぎないなど、株主が分散しているのみならず、その株主構成もYが以前に株主名簿を閲覧等した時点から大幅に変更しており、XはYの総株主のうち半数の情報しか把握できていないと考えられることから、XにおいてYの株主名簿を閲覧する必要性は高い。

また、本決定は、「株主名簿は、会社法上、その備置きが要求されており、株主であれば、原則として、いつでもその閲覧謄写を請求できる性質のものであり、それにより会社に何らかの損害が発生することは通常考え難い」と述べた上で、Xが閲覧等によって得た株主の個人情報情報を公開買付勧誘目的および委任状勧誘目的以外に使用しない旨を誓約していることから、Yに損害が生ずるおそれはないとも評価している。そして、公開買付け期間が平成25年1月17日までとされているため、同日までに本案判決を得て閲覧等請求を行うことは事実上不可能であることも認める。以上を総合して、XがY株主に対し個別に接触し勧誘する機会を喪失することがXの「著しい損害」となると評価し、これを避けるために、閲覧等仮処分命令をなす必要があると判断している。

2. 2号拒絶事由

(一) 大盛工業事件

⑤ 東京地決平成22年7月20日金判1348号14頁

〔事実の概要〕

X（債権者）は、土木建築の請負、不動産の売買・賃貸・管理等を行う株式会社である。Y（債務者）は、土木工事等の請負、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理等を業とする株式会社であり、東証第二部

に上場している。XはYの株式を140万3700株保有する株主であり、平成19年12月以降、Yと提携関係にあった。平成21年7月13日、Xは、Yとの提携を強化するため、取締役等の受け入れを求める提案を行ったが、Yは同月29日にこれを拒否する旨の回答を行った。そこで、Xは、同年10月28日開催の定時株主総会（以下「前回定時株主総会」とする。）において、取締役選任議案につき会社提案に反対するとともに、自ら修正動議をなすことを決めた。そして、同年8月7日、Y株主に委任状勧誘を行うことを目的として、Yに株主名簿の閲覧等を請求した。Yはこれに応じて、基準日である7月末日時点の株主名簿の閲覧等を認めた。

Xは、同年10月16日頃より、Yの株主名簿を元に、5000株以上の株式を保有するY株主に対して「委任状勧誘のお知らせ」と題する文書と委任状用紙を送付した。同文書には、委任状を返送した1万株未満の株主にはQUOカード1000円分を、1万株以上の株主には5000円分の商品券を進呈する旨が記載されていた。しかし、前回定時株主総会においては、取締役選任議案が原案通り可決され、Xの提出した修正動議が採決されることはなかった。同年12月11日、Xは、他の株主1名とともに、自らの推薦する取締役4名の選任決議を目的とする株主総会の招集を請求した。Yは、これを受けて同月15日に株主名簿の基準日を平成22年1月4日と定め、同日以降に株主名簿を更新した。Xは同年1月18日にYを訪問して業務提携の強化を求めた後、同月20日には、株主提案への賛成を求めて委任状勧誘を行う目的で、同月4日時点の株主名簿の閲覧等を請求したが、Yは会社法125条3項2号3号を理由としてその請求を拒絶した。

同月21日、Yの取締役会は、同年2月5日に株主総会を行うことを決定した（以下「前回臨時株主総会」とする）。Xは、平成21年8月に閲覧した株主名簿の内容を元に、同年7月末時点のYの株主に対し、「委任状勧誘のお知らせ」とともに委任状用紙を送付したが、Y

の株主構成は持株比率にして10%以上の割合で上記株主名簿から変動していた。なお、上記書面には、委任状を返送した株主にXの経営するウィークリーマンションの宿泊金券1万円分およびホテル旅行宿泊券1万円分を進呈する旨が記載されていた。前回臨時株主総会ではXの提案した取締役選任議案は否決された。

同年4月26日、Xは、前回臨時株主総会において、最新の株主名簿に基づいた委任状勧誘ができなかったため、新たに株主総会の招集を請求する予定があることを理由として、同株主総会において委任状勧誘を行う目的で、本件株主名簿閲覧等の申立てを行った。そして、6月12日に、他の株主1名とともに、現取締役4名の解任と自らの推薦する取締役4名の選任決議を目的として、Yに対して株主総会の招集を請求した。Yは、これを受けて、6月15日に、同年8月上旬に臨時株主総会を開催する場合に議決権を行使できる株主を確定するため、7月3日を基準日と定めたことを公告し、同月12日頃までに株主名簿を更新した。

Xは会社法125条2項に基づいて株主名簿の閲覧等を求める仮処分を申立てたが、Yは同条3項2号3号の拒絶事由があるとして、被保全利益の存在と保全の必要性について争った。Yは、Xの請求が2号拒絶事由に当たるとする理由として、本件請求は、Xが、自らの業務提携の提案をYに受け入れさせる目的で一連の行動に出たものであって、株主の権利行使に関して業務提携という利益供与を求めるものにほかならないから、その一環として行われた本件請求は、Yの「業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的」によるものであると主張した。また、Xは、本件臨時株主総会において委任状勧誘を行うに当たり、商品券等の提供の約束という株主への利益供与を予定しているとみられるところ、このような委任状勧誘は違法または著しく不当なものであるから、この点においても、本件請求は2号拒絶事由にあたるというべきであるとしている。Xは、本件請求はあくまで

委任状勧誘のみを目的としており、株主名簿を他の目的に利用する予定はないとして反論した。

〔決定要旨〕申立て認容（確定）

以下、２号拒絶事由に関する部分のみ引用する。

「会社法125条３項２号は、株主等が株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で株主名簿の閲覧謄写請求を行ったときは、当該株式会社はこれを拒むことができる旨を定めている。上記規定は、同項１号と共に、株主等の権利行使が権利の濫用にわたるものであってはならないという基本原理を株主名簿閲覧謄写請求権について宣明する趣旨に出たものであって、例えば、著しく多数の株主等があえて同時に閲覧謄写を求めたり、ことさらに株式会社に不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、又は株価を下落させるなどの目的で閲覧謄写を求めるような場合がこれに該当すると解されるころ、本件請求がこのような権利濫用にわたる目的に基づいて行われたことを疎明するに足りる疎明資料はない。」

「Ｙは、Ｘは自らの業務提携の提案をＹに受け入れさせる目的で一連の行動に出たものであるから、その一環として行われた本件請求は『当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的』によるものである旨主張する。

しかしながら、株主が株式会社に対して業務提携を提案し、その一環として自らの推薦する者を取締役に就けるべく株主提案を行い、賛同者を募る目的で委任状勧誘を行うために株主名簿の閲覧謄写を請求したからといって、このことをもって、会社法125条３項２号にいう『当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的』に該当するということとはできない。」

「また、Ｙは、Ｘが商品券等の提供を約束するという違法又は著しく不当な方法によって委任状勧誘を行おうとしているから、本件請求は『当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目

的』によるものであると主張するけれども、委任状勧誘の方法に問題があるからといって、そのみで直ちに委任状勧誘のために行われた株主名簿の閲覧謄写請求自体が会社法125条3項2号の定める権利濫用にわたる目的に基づいて行われたものであるということはできない。」

裁判所は、3号拒絶事由該当性についても否定したため、Xには閲覧等請求権が存すると一応認められた。保全の必要性につき、裁判所は、① Yが8月上旬に臨時株主総会を開催する予定であるため、Xは委任状勧誘を行うには相当切迫した状況にあること、② Yの株主名簿はXが平成21年8月に開示された後3回更新されている上、前回株主総会の開催時点でも株主構成が10%以上変動していたため、改めて株主名簿の開示を受ける必要性が高いことについて言及している。さらに、③ Yが一度は株主名簿の開示に応じていることを勘案すると、本件仮処分がいわゆる満足的仮処分であり、厳密な意味での原状回復の余地がないことを十分考慮しても、Xに生ずる著しい損害または急迫の危険を避けるために仮処分を必要とする場合に当たると判断した。

(二) アコーディア・ゴルフ事件

〔事実の概要〕 1. (二)に同じ。

〔決定要旨〕 申立て認容 (確定)

以下では、2号拒絶事由に関連する部分のみ引用する。

「Yは、XがYの株価や名誉・信用を低下させる目的（以下「毀損目的」という。）で本件閲覧謄写請求を行っている」と主張するが、これを認めるに足りる疎明はない。」

「なお、Yは、Xと親会社を共通にするAが構成員となっている株主委員会が、前回総会に関し積極的にYを攻撃する情報発信を行ったことから、Yが本件株主名簿の記載情報を毀損目的に利用するおそれがあると主張するが……株主委員会が行ったY株主に対する情報発信等

が不当なものであったとはいえない上、株主委員会の行為とXの行為とを同視することもできないから……Xが本件株主名簿の記載情報を毀損目的に利用するおそれがあるということとはできない。」

「また、Yは、Xが、AからYの株主情報を取得して、前回総会に関し不当な勧誘行為を行ったことから、Xが本件株主名簿の記載情報を毀損目的に利用するおそれがあると主張するところ……Xが、前回総会に関し、Y株主であるXの取引業者3社に対し中立の立場をとるよう働き掛けた事実が一応認められる。しかしながら、Xによるこれらの行為が不当な態様で行われたことや、AからYの株主情報を取得して行われたものであることを認めるに足りる疎明はないから、同事実をもって、Xが本件株主名簿の記載情報を毀損目的に利用するおそれがあるということとはできず、Yの主張は採用できない。」

「さらに、Yは、XにはYの株価や名誉・信用を低下させるインセンティブがあることから、Xが本件株主名簿の記載情報を毀損目的に利用するおそれがあると主張するが、同主張は、企業買収における買収者にとってみれば買収に要する費用は安価な方がよいということ述べるものにすぎず、そのようなインセンティブがあることのみをもって、Xがかかる行為をするおそれがあるものとはいえない。」

「その他、Yは、X及びXの親会社……が……Yの代表取締役であったCのコンプライアンス上の問題を利用し、Yの株価を低下させ、それに乗じて本件公開買付けを行っている等の事情を、本件の背景事情として縷々主張するが、いずれも、毀損目的、すなわちXが本件株主名簿の記載情報を利用してYの株価や名誉・信用を低下させる目的を推認させるに足りない。」

「以上によれば、Xが毀損目的で本件閲覧謄写請求を行ったものとは認めることができず、したがって、本件閲覧謄写請求につき、会社法125条3項2号に該当するものとはいえない。」

（未完）